

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年4月1日
【会社名】	株式会社ワールド
【英訳名】	WORLD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺 井 秀 藏
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1
【電話番号】	神戸078(302)8176
【事務連絡者氏名】	取締役副社長最高財務責任者 小 泉 敬 三
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1
【電話番号】	神戸078(302)8176
【事務連絡者氏名】	取締役副社長最高財務責任者 小 泉 敬 三
【縦覧に供する場所】	株式会社ワールド(東京支店) (東京都港区北青山3丁目5番10号)

1【提出理由】

会社法第236条、第238条および第239条ならびに平成26年3月28日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、平成26年3月28日開催の取締役会において、新株予約権の募集事項を決定し当該新株予約権を引き受ける者を募集し平成26年3月28日に割り当てることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社ワールド 第1回新株予約権

(2) 発行数

550,200個

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

176,064,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 当社普通株式5,502,000株

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。

本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする（以下、本項により調整された後の付与株式数を「調整後付与株式数」、調整される前の付与株式数を「調整前付与株式数」という。）。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割、株式無償割当てまたは併合の比率

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、調整後付与株式数が適用される日における当社の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を控除した数をいう。以下本において同じ。）を、調整後付与株式数が適用される前日における当社の発行済株式総数で除した割合をいうものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日（基準日を定めたときは、その基準日の翌日）以降、これを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、付与株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式の数の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は32円とする。

本新株予約権の割当日後に次の各号に定める事由が生じた場合には、それぞれ次に定めるところに従い行使価額をそれぞれ調整し（以下、本項により調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）、適用時期についても、それぞれ次に定めるところに従うものとする。

(i) 当社が、当社普通株式の株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割、株式無償割当てまたは併合の比率}}$

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、上記5 に定めるものをいう。

() 調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日（基準日を定めたときは、その基準日の翌日）以降、これを適用する。

- (i) 当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行、または自己株式の処分を行う場合（ただし、会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく株式の売渡し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に対して取得を請求できる証券、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利の取得、転換または行使による場合、並びに合併、株式交換、株式移転及び会社分割に伴って交付される場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、調整後行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数から同日における当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。また、上記算式において「1株当たりの時価」とは、当社取締役会が別途定める金額とする。

- () 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合には、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。）の翌日以降、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成28年7月1日から平成35年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社または銀行の休業日に当たるときには、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、割当日以降、本新株予約権の行使時までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

本新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できない。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

本新株予約権者は、平成28年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期の営業利益の金額にのれん償却費の金額を加算した合計金額（以下「のれん償却前営業利益額」という。）が下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に対して、それぞれ下記に定められた割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じて算出される個数の本新株予約権を、条件を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から上記7に定める期間の末日までに限り、行使することができる。なお、行使可能割合を乗じて算出される個数に1個未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

また、営業利益の金額については、当社の有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書を参照し、のれん償却費の金額については、当社の有価証券報告書に記載された同期の連結キャッシュ・フロー計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益、のれん償却費の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内で、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

(i) 平成28年3月期ののれん償却前営業利益額

- | | |
|--------------------------|------------|
| (a) 150億円を超過し、180億円以下の場合 | 行使可能割合：20% |
| (b) 180億円を超過し、220億円以下の場合 | 行使可能割合：40% |
| (c) 220億円を超過した場合 | 行使可能割合：60% |

() 平成29年3月期ののれん償却前営業利益額

- | | |
|--------------------------|------------|
| (a) 150億円を超過し、180億円以下の場合 | 行使可能割合：20% |
| (b) 180億円を超過し、220億円以下の場合 | 行使可能割合：40% |
| (c) 220億円を超過した場合 | 行使可能割合：60% |

(d) () (a)、(b)または(c)のうちのいずれかの条件を達成した場合で、かつ上記(i)により既に行使可能となった割合がある場合には、条件を達成した() (a)、(b)または(c)の行使可能割合が当該割合を上回る場合に限り、行使可能割合を、条件を達成した() (a)、(b)または(c)の行使可能割合に変更するものとする。

() 平成30年3月期ののれん償却前営業利益額

- (a) 150億円を超過し、180億円以下の場合 行使可能割合：20%
(b) 180億円を超過し、220億円以下の場合 行使可能割合：40%
(c) 220億円を超過した場合 行使可能割合：60%
(d) () (a)、(b)または(c)のうちのいずれかの条件を達成した場合で、かつ上記(i)または()により既に行使可能となった割合がある場合(上記() (d)により行使可能割合が変更された場合を含む。)には、条件を達成した() (a)、(b)または(c)の行使可能割合が当該割合を上回る場合に限り、行使可能割合を、条件を達成した() (a)、(b)または(c)の行使可能割合に変更するものとする。

本新株予約権者は、前号の規定により、既に行使可能となった割合があるか否かにかかわらず、平成28年3月期から平成30年3月期ののれん償却前営業利益額の累計額が、550億円を超過した場合には、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に対して40%を乗じて算出される個数の本新株予約権を、平成30年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から上記7に定める期間の末日までに限り、行使することができる。なお、40%を乗じて算出される個数に1個未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

上記 及び の規定にかかわらず、平成27年3月期ののれん償却前営業利益額が85億円、平成28年3月期ののれん償却前営業利益額が105億円、平成29年3月期ののれん償却前営業利益額が125億円、または平成30年3月期ののれん償却前営業利益額が150億円を下回った場合には、下回った期の有価証券報告書提出日の前日までに上記 及び に基づいて行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を一切行使することができない。

その他権利行使の条件(上記 、 に関する詳細も含む。)は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	4名	278,500個
当社執行役員およびW E L	28名	271,700個

WORLD Entrepreneur Leader (ワールドアントレプレナーリーダー)の頭文字をとったワールド独自の名称。

次世代リーダー(後継者)として位置づけられ、将来的に経営及び執行役員として育っていくことを期待し、そのための登竜門的機会が意識的に与えられる将来の経営幹部候補生。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に

規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取り決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」において定めるものとする。

以 上